

茂木町中小企業融資制度

融資を受けられる方は町内に事業所を有し、引続き 1 年以上の事業を営む中小企業信用保険法第 2 条で定める中小企業者になります。

融資条件	運転資金				設備資金			
貸付限度額	1, 500万円以内				5, 000万円以内			
貸付期間	3年以内	5年以内	3年以内	5年以内	7年以内	10年以内	7年以内	10年以内
貸付金利	1. 4%	1. 5%	1. 6%	1. 7%	1. 5%	1. 6%	1. 7%	1. 8%
					設備資金の返済は6ヶ月以内据置可			
協会保証内容	協会保証付 [責任共有対象外]		協会保証付 [責任共有対象]		協会保証付 [責任共有対象外]		協会保証付 [責任共有対象]	
保証人・担保	保証人は、1名以上必要、取扱金融機関と要相談				保証人は、1名以上必要、取扱金融機関と要相談 7年を超える返済は担保を徴する			
取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足利銀行茂木支店 TEL (63) 1132 ・ 栃木銀行茂木支店 TEL (63) 1211 ・ 烏山信用金庫茂木支店 TEL (63) 1241 							
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足利銀行茂木支店 TEL (63) 1132 ・ 栃木銀行茂木支店 TEL (63) 1211 ・ 烏山信用金庫茂木支店 TEL (63) 1241 ・ 茂木町役場商工課 TEL (63) 5625 ・ 茂木町商工会 TEL (63) 0325 							

・平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用促進特別措置

◇利子補給をいたします。(雇用促進特別措置)

1. 利子補給の対象 設備資金のみ

平成29年3月31日までに茂木町中小企業融資制度による設備資金融資を受けた方

2. 利子補給の額 融資が実行されてから5年間(60回)に支払われた額

◇信用保証料を半額、町が補助します。

◇条件変更(3年を限度)できます。

中小企業信用保険法第2条第1項第1号で定める中小企業者の範囲	
製造業・建設業・運輸業・その他	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業	50人以下